

## 議第26号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 京都市下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会の項、京都市基本計画点検委員会の項及び京都市ペット霊園対策検討審議会の項を削り、同表1 京都市文化的景観保存・活用委員会の項を次のように改める。

京都市文化的景観保存・活用委員会	文化的景観の保存及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	6人以内	2年
京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会	京都市美術館再整備工事における設計業務に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで

別表2 京都市就学指導委員会の項及び京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会の項を削り、同表2 京都市立学校結核対策委員会の項を次のように改める。

京都市立学校結 核対策委員会	京都市立学校における結核に対する対 策に関する事項について、教育委員会 の諮問に応じ、調査し、及び審議する こと。	15人以内	1年
京都市就学支援 委員会	障害があると思われる児童及び生徒並 びに障害のある児童及び生徒の適切な 就学又は入学に関する事項について、 教育委員会の諮問に応じ、調査し、及 び審議すること。	20人以内	1年

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### 提案理由

京都市下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会等を廃止するとともに、市長の附属機関として京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会を、教育委員会の附属機関として京都市就学支援委員会を新たに設置する等の必要があるので提案する。